

平成25年度決算に基づく県内市町の健全化判断比率

(単位：%)

市町名	健全化判断比率	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
下関市	—	(11.25)	(16.25)	11.5 (25.0)	97.5 (350.0)
宇部市	—	(11.55)	(16.55)	9.4 (25.0)	63.6 (※) (350.0)
山口市	—	(11.33)	(16.33)	8.9 (25.0)	48.0 (350.0)
萩市	—	(12.45)	(17.45)	10.8 (25.0)	49.0 (350.0)
防府市	—	(12.27)	(17.27)	3.9 (25.0)	— (350.0)
下松市	—	(13.14)	(18.14)	0.8 (25.0)	— (350.0)
岩国市	—	(11.52)	(16.52)	13.0 (25.0)	43.1 (350.0)
光市	—	(12.98)	(17.98)	10.7 (25.0)	58.0 (350.0)
長門市	—	(12.88)	(17.88)	14.0 (25.0)	58.9 (350.0)
柳井市	—	(13.33)	(18.33)	11.6 (25.0)	70.6 (350.0)
美祢市	—	(13.23)	(18.23)	15.5 (25.0)	106.8 (350.0)
周南市	—	(11.53)	(16.53)	8.8 (25.0)	84.4 (350.0)
山陽小野田市	—	(12.70)	(17.70)	14.5 (25.0)	65.2 (※) (350.0)
周防大島町	—	(13.37)	(18.37)	13.9 (25.0)	82.0 (350.0)
和木町	—	(15.00)	(20.00)	9.3 (25.0)	44.1 (※) (350.0)
上関町	—	(15.00)	(20.00)	9.8 (25.0)	— (350.0)
田布施町	—	(15.00)	(20.00)	14.4 (25.0)	118.2 (350.0)
平生町	—	(15.00)	(20.00)	17.0 (25.0)	182.3 (350.0)
阿武町	—	(15.00)	(20.00)	3.2 (25.0)	— (350.0)
(加重)平均				10.4	60.2 (※)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び将来負担比率が算定されない場合は、「—」と表記しています。
- 2 括弧内には各市町の早期健全化基準を記載しています。
- 3 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の(加重)平均は、全市町において比率がないため、算定していません。
- 4 (※)は、公表後に修正があったことから、修正後の比率を記載しています。

平成25年度決算に基づく県内公営企業会計の資金不足比率

地方公共団体の名称	公営企業会計の名称	資金不足比率(%)
下 関 市	水道事業会計	—
	工業用水道事業会計	—
	公共下水道事業会計	—
	病院事業会計	—
	競艇事業会計	—
	臨海土地造成事業特別会計	55.8
	渡船特別会計	—
	市場特別会計	—
	観光施設事業特別会計	—
	漁業集落環境整備事業特別会計	—
	農業集落排水事業特別会計	—
宇 部 市	水道事業会計	—
	ガス事業会計	75.8
	交通事業会計	—
	下水道事業会計	—
	農業集落排水事業会計	—
	食肉センター事業特別会計	—
	中央卸売市場事業特別会計	—
	地方卸売市場事業特別会計	—
山 口 市	水道事業会計	—
	公共下水道事業会計	—
	農業集落排水事業特別会計	—
	漁業集落排水事業特別会計	—
	国民宿舎特別会計	—
	小郡駅前第三土地区画整理事業特別会計	—
	簡易水道事業特別会計	—
萩 市	水道事業会計	—
	病院事業会計	—
	簡易水道事業特別会計	—
	公共下水道事業特別会計	—
	特定環境保全公共下水道事業特別会計	—
	農業集落排水事業特別会計	—
	漁業集落排水事業特別会計	—
	林業集落排水事業特別会計	—
	特定地域生活排水事業特別会計	—
	個別排水事業特別会計	—
防 府 市	水道事業会計	—
	工業用水道事業会計	—
	公共下水道事業会計	—
	青果市場事業特別会計	—
	と場事業特別会計	—
	索道事業特別会計	—
下 松 市	水道事業会計	—
	簡易水道事業会計	—
	工業用水道事業会計	—
	下水道事業特別会計	—
	国民宿舎特別会計	—

岩 国 市	水道事業会計	—	
	工業用水道事業会計	—	
	交通事業会計	—	
	病院事業会計	—	
	簡易水道事業特別会計	—	
	農業集落排水事業特別会計	—	
	特定地域生活排水処理事業特別会計	—	
	周東食肉センター事業特別会計	—	
	観光施設運営事業特別会計	—	
	錦帯橋管理特別会計	—	
	市場事業特別会計	—	
	公共下水道事業特別会計	—	
	光 市	水道事業会計	—
		病院事業会計	—
介護老人保健施設事業会計		—	
簡易水道特別会計		—	
下水道事業特別会計		—	
長 門 市	水道事業会計	—	
	公共下水道事業特別会計	—	
	漁業集落排水事業特別会計	—	
	農業集落排水事業特別会計	—	
	湯本温泉事業特別会計	—	
柳 井 市	水道事業会計	—	
	簡易水道事業特別会計	—	
	公共下水道事業特別会計	—	
	農業集落排水事業特別会計	—	
	港湾整備事業特別会計	—	
美 祢 市	水道事業会計	—	
	病院等事業会計	—	
	公共下水道事業会計	—	
	農業集落排水事業特別会計	—	
	観光事業特別会計	39.8	
周 南 市	水道事業会計	—	
	病院事業会計	—	
	介護老人保健施設事業会計	—	
	下水道事業会計	—	
	徳山モーターボート競走事業会計	—	
	簡易水道事業特別会計	—	
	地方卸売市場事業特別会計	—	
	国民宿舎特別会計	—	
	山陽小野田市	水道事業会計	—
工業用水道事業会計		—	
病院事業会計		—	
地方卸売市場事業特別会計		—	
下水道事業特別会計		—	
農業集落排水事業特別会計		—	
周防大島町	公営企業特別会計	—	
	簡易水道事業特別会計	—	
	下水道事業特別会計	—	
	農業集落排水事業特別会計	—	
	漁業集落排水事業特別会計	—	
	渡船事業特別会計	—	

和木町	簡易水道事業特別会計	—
	公共下水道事業特別会計	—
上関町	簡易水道事業特別会計	—
	農業集落排水事業特別会計	—
	漁業集落排水事業特別会計	—
	航運事業特別会計	—
田布施町	下水道事業特別会計	—
平生町	下水道事業特別会計	—
	漁業集落環境整備事業特別会計	—
	簡易水道事業特別会計	—
阿武町	簡易水道事業特別会計	—
	農業集落排水事業特別会計	—
	漁業集落排水事業特別会計	—
田布施・平生水道企業団	水道事業会計	—
熊南総合事務組合	馬島・佐合島航路事業特別会計	—
柳井地域広域水道企業団	柳井地域広域水道企業団水道用水供給事業会計	—
宇部・阿知須公共下水道組合	宇部・阿知須公共下水道組合会計	—

備考

1 資金不足比率がない場合は、「—」と表記しています。

2 経営健全化基準は20%です。(ただし、公営競技を行う地方公営企業法適用企業については0%〔下関市競艇事業会計及び周南市徳山モーターボート競走事業会計が該当〕。)